**様 式 ５**

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して

誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

|  |
| --- |
| 都市再生特別措置法第108条第１項の規定に基づき、について、下記により届け出ます。誘導施設を有する建築物の新築建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為　　　　年　　　　月　　　　日　豊　田　市　長　様届出者　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　連絡先 |
| １　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積 | 所在・地番 |  |
| 地目 |  |
| 面積 | 平方メートル |
| ２　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途 |  |
| ３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 |  |
| ４その他必要な事項 | 工事の着手予定年月日：　年　　　月　　　日工事の完了予定年月日：　年　　　月　　　日 |

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

担当者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

（裏面の調査票もご覧ください）

　調査票

|  |
| --- |
| 建築主の方にお伺いします。今回の拠点形成施設の建築に関して、支障のない範囲で以下の質問にお答えください。（該当項目の回答欄に「○」をご記入ください。） |
| 質問１ | 今回の建築行為にあたり、豊田市つながる拠点づくり計画（豊田市立地適正化計画）における都市づくりの方針等は参考にされましたか？ | 回答欄 |
| 回答１ | ①はい |  |
| ②いいえ |  |
| 質問２ | 豊田市の都市づくりの方針として、拠点形成区域である主要な鉄道駅周辺での拠点形成施設の集積を目指しています。（豊田市つながる拠点づくり計画を参照）今回の建築地は、上記区域に該当していませんが、この場所に予定施設を建築しようと判断した理由について教えてください。【複数回答可 ３つまで】 | 回答欄 |
| 回答２ | ①顧客となる周辺住民の人口が多いため（将来の見込みを含む） |  |
| ②同業者が近くにいないため |  |
| ③鉄道やバス等の公共交通の利便性がよいため |  |
| ④自動車によるアクセス性がよいため |  |
| ⑤駐車場用地などを含め、まとまった比較的大きな宅地を確保するためには、この場所しかなかったため |  |
| ⑥土地の価格が比較的安かったため |  |
| ⑦その他　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |  |
| 質問３ | 今回の建築行為に限らず、予定施設の立地を考えた際に、将来性を含めて重要視する項目は何ですか？【複数回答可 ３つまで】 | 回答欄 |
| 回答３ | ①顧客となる周辺住民の人口 |  |
| ②周辺の同業者施設の立地状況 |  |
| ③鉄道やバス等の公共交通の利便性 |  |
| ④自動車によるアクセス性 |  |
| ⑤宅地面積の大きさ |  |
| ⑥土地の価格 |  |
| ⑦その他　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |  |